

会報
全住協

2019
6月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. 講習日

令和元年9月6日(金)

2. 講習時間

9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成31年9月6日から平成32年3月5日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

4. 申込み方法

(1) 来所による受付

①受付時間 9:30~17:00

(12:00~13:00除く、土・日・祝日は休み。)

②申込み時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書
(協会に備えてあります。)

ロ. カラー顔写真(全部同一のもの3枚、
神奈川県登録の場合は4枚。タテ3
cm×ヨコ2.4cm。家庭用インクジェット
プリンターで印刷した写真、ポラロイド
写真等で不鮮明なものや劣化の可能性
があるものは不可。)

ハ. 受講費用 16,500円

ニ. 印鑑 (スタンプ印は不可。)

ホ. 現在お持ちの取引士証

(各都県に返納済の方は、返納受領書。)

新規の方は、各都県からの登録通知
ハガキ。

(2) その他

①会社の宅建免許番号を控えてきてください。

②取引士資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。

詳細は各都県の以下の窓口にお問合せ
ください。

- ・東京都住宅政策本部住宅企画部
不動産課免許担当：03-5320-5063
- ・埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・千葉県県土整備部建設・不動産課
不動産課班：043-223-3238
- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅地建物班
：054-221-3072

5. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階
TEL 03-3511-0611

詳細はホームページの案内をご参照ください。

6. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

令和元年度宅地建物取引士資格試験について

(一財) 不動産適正取引推進機構

1. 試験案内

郵送申込みの場合は試験案内を入手してください。配布場所は、ホームページ(<http://www.retio.or.jp/>)に掲載します。

配布期間は、令和元年7月1日(月)から7月31日(水)までです。

(インターネット申込みの場合は、試験案内を令和元年7月1日(月)から掲載します。)

2. 申込み方法

インターネット申込み

令和元年7月1日(月)9:30から
7月16日(火)21:59まで

※インターネット申込みは24時間利用可能です。
また複数の試験会場がある都道府県の場合は申込み時に試験会場を選択することができます(先着順)。

郵送申込み

令和元年7月1日(月)から7月31日(水)まで
※都道府県によっては、希望試験会場を選択することができますが、郵便到着順の会場指定となりますので、ご希望に添えない場合もあります。

※簡易書留郵便で送付されたもので、消印が上記期間中のもののみ受付けます。それ以外のものは受付けません。

3. 受験手数料

7,000円

4. 試験日時

令和元年10月20日(日)
13:00~15:00まで(2時間)

※ただし、登録講習修了者は、13:10~15:00まで(1時間50分)。

当日は、12時30分から受験に際しての注意事項を説明しますので、それまでに自席に着席してください。

※試験時間中の途中退出はできません。途中退出された方は棄権又は不正受験とみなし、採点しません。

5. 合格発表

令和元年12月4日(水)

目次

- ・宅地建物取引士法定講習のご案内……………1
- ・令和元年度宅地建物取引士資格試験について…2
- ・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
(ケイアイスター不動産(株)、大和地所レジデンス(株))…3
- ・周知依頼(電動シャッターの安全な使用)…5
- ・トピックス(住宅金融支援機構との意見交換会)…5
- ・トピックス(基礎実務研修会を開催)……………5
- ・周知依頼(1号特定技能外国人支援に関する運用要領)…6
- ・周知依頼(太陽光発電システムの火災事故リスク低減対策)…6
- ・周知依頼(建設工事等におけるガス管損傷事故の防止)…7
- ・周知依頼(経済センサスー基礎調査)……………7
- ・周知依頼(消費税率引上げ前後の値上げ・値下げ)…8
- ・協会だより……………9

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第9回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

戸建分譲住宅部門（大規模）

「Hanamichi Terrace」 ～人生の咲き誇る暮らしへ～

（ケイアイスター不動産株）



【事業コンセプト】

西武新宿線「花小金井」駅徒歩4分の好立地でありながら、武蔵野の自然を満喫し、四季の潤いを楽しむ環境を確保できた。現状は同業他社では駅近の土地仕入れに苦戦する状況の中、大型分譲地を確保できた点は大きい。

商業施設、公共施設への利便性の良さと、桜並木の美しい「多摩湖自転車道路(小平グリーンロード)」が「Hanamichi Terrace」のアクセスとなる。

快適な利便性に、花と緑の織りなす潤いのある日常は、どれほど人生を美しいものにしてくれるのか！

その期待を込め、事業コンセプトを“人生の咲き誇る暮らしへ”、街の名称を「Hanamichi Terrace」とした。

一般的な分譲地区内では、コンセプトがあっても地域との一体感が見られない場合が散見される。分譲地の価値だけではなく、地域全体の価値を未来に向けてどのように生み出すことができるか、住宅供給をする側として見直すべきとの思いが背景にある。

【商品企画】

「Hanamichi Terrace」は自然と暮らしの、しなやかな融合を目指した。LDKに面する外部には、全戸テラスを設置し、晴れた日は心地よいオープンエア・ダイニングルームとして、ご家族でのバーベキューなどもお楽しみいただける。また、ガーデニング、椅子やテーブルを置いての寛ぎのスペースなど住まう方のライフスタイル、そして分譲地内でのコミュニティにも寄与する。

安全配慮では、KEIAI がキッズデザイン賞を受賞しており、子どもの安全配慮のための5つの施策「Kid's 5」の施設を一部採用、インテリアにおいてもACTUSとコラボレーションし、きめの細かい商品対応を行っている。

【事業成果】

<事業成功度>

販売開始より、50日で完売となった。

<社会的評価>

販売前より、地域との一体感のあるデザインが話題となりメディアやユーザー様から問合せを多数いただいた。棟数が限られていたため、その段階で販売促進業務を停止する状況となるほどの評価をいただいた。

<消費者ニーズへの適合性>

立地の良さもありましたが、地域相場と比較し2割高の価格となったが値引きなく事業完了した。住宅性能ではなく、地域環境との一体感、街づくりに共感。

<事業コンセプト反映度>

コンセプトどおりの仕上がりで、それに共感いただいたユーザー様による即完売状況をかんがみ、反映度100%。

【規模概要】

住 所	東京都小平市鈴木町2-156-40
敷地面積	120.00～121.99㎡
延床面積	94.80～96.04㎡
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	24戸

優良事業賞

戸建分譲住宅部門（大規模）

ヴェレーナガーデン 千葉ニュータウン中央 I 街区 (大和地所レジデンス株)

[事業コンセプト]

本プロジェクトは、「住みよさランキング※」7年連続全国1位となった印西市の中核となる「千葉ニュータウン中央」駅徒歩圏に位置する大規模戸建分譲プロジェクトです。

※東洋経済新報社出典

開発総面積6万㎡超、公園隣接という恵まれたロケーションと総区画数274区画（I街区：137区画、II街区：137区画）のスケールメリットを活かし、デザインモチーフに選んだのは、ヨーロッパの街づくりの思想を取り入れた、ユーロデザインです。ランドデザインでは道路の曲げ方、道路幅等細かい部分も考慮し安全面の確保と重なる家で街並みを構成しました。住民のコミュニティの場となる共用棟も同様のデザインで建設、永く景観が保たれるようこの街だけの建築協定も設定しました。

住む人が自慢できる家であること、帰りたくなる家であること、古くなっても住みたいと思う家であること、それが資産価値であり目指したコンセプトです。

[商品企画]

ヨーロッパ地中海地方の建築物をデザインモチーフとした4タイプの住棟をバランスよく配棟し、街区全体として調和のとれた統一感のある美しい景観を生み出しました。

各戸のプランニング(間取り)は一番力を入れた重要なポイントです。

分譲住宅にありがちなマスタープランを幾つか作成しそれを反転させる等の手法は使わず、一邸一邸その敷地にベストなプランを作成しました。住む人(お客様)がプランに合わせライフ

スタイルを変えるのではなく家族のライフスタイルに合ったプランを選べるようにしました。

また北道路住戸の採光の配慮、隣接する外構計画と植種の選定等は特に気を使った部分です。

街の中央部には、グリーンプロムナード(歩行者専用道路)を設け、インターロッキング舗装とワシントンヤシを中心に四季折々の植栽が楽しませてくれます。

[事業成果]

条件志向の高い方をターゲットに、まずは最寄り駅に近い区画から建物を建築し、販売を開始。15~18棟ごとに着工し、期分け販売開始ごとにデビュー感を打ち出したことにより継続的に新規集客を獲得することができました。

「千葉ニュータウン中央」駅周辺の商業施設、子育て環境の良さ、快速停車駅徒歩10分、生活利便性と通勤利便性を併せ持つ立地にユーロデザインの街並み、平均建物面積110㎡のゆとりある広さと一邸一邸が異なった特徴ある間取りの採用により、子育て世帯、共働き世帯を中心に高い評価を得ることができました。

I街区137区画のうち14区画はII街区の販売戦略上未販売。123区画は26か月完売を計画のところ、24か月で完売を迎えました。111区画は引渡し済み。

[規模概要]

住 所	千葉県印西市武西学園台3-11
敷地面積	170.10~191.00㎡
延床面積	107.22~125.24㎡
構造規模	木造枠組壁工法2階建
住戸総数	137戸



周知依頼

電動シャッターを安全にご使用いただくために

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

平成30年9月、消費者安全調査委員会から、「電動シャッター動作時の事故」について調査報告書が公表され、消費者庁・経済産業省宛てに、消費者安全法第33条の規定に基づく意見が提出されました。

それらの意見は、製造業者を促す意見ですが、シャッター製造業者から利用者及び所有者へ直接通知する機会が限られていることから、

利用者及び所有者向けに、電動シャッター操作時の注意点や定期点検の必要性を紹介したチラシを作成いたしました。

●(一社)日本シャッター・ドア協会ホームページ安全普及チラシ配布について(電動シャッターを安全にご使用いただくために)

[URL]

<http://www.jsd-a.or.jp/info/957/>

トピックス

住宅金融支援機構との意見交換会を開催

5月15日(水)に当協会と住宅金融支援機構との意見交換会を住宅金融支援機構会議室で開催した。当協会からは花沢常務理事・政策委員長を始め協会役員、住宅の販売や契約に携わる会員各社の担当者が出席し、住宅金融支援機構の取組みや今後の課題などについて質疑応答、意見交換を行った。

住宅金融支援機構からは、フラット35の利用状況、地域連携の推進状況、リ・バース60の活用事例等について情報提供がなされた。また、当協会からは、永住権のない外国人に対する融資、事前審査の留保・承認基準の明確化など

について要望が出された。

当日の出席者は、当協会17名、住宅金融支援機構12名。



トピックス

基礎実務研修会を開催

5月21日(火)、日本教育会館にて標記研修会を開催し、17社59名が参加した。

当日は、税理士 平山法幸氏、(公社)首都圏不動産公正取引協議会事務局次長 関泰誠氏、弁護士 佐久間豊氏が講師を務め、「住宅不動産に関する税制」、「不動産広告と広告規制」、「宅地建物取引業と従事者の基本的心得」をテーマに研修を実施した。



▲基礎実務研修会

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」等について

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

新たな外国人材受入れのための在留資格を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)」が平成31年4月1日に施行され、受入れ機関等が外国人に対して行うべき支援を内容とする「1号特定技能外国人支援に関する運用要領－1号特定技能外国人支援計画の基準について－」が公表されました。

1. 住居の確保に係る支援のあり方

受入れ機関等が実施すべき具体的な支援は、下記のとおりとされています。

- (1)外国人の住居の確保に当たり民間賃貸住宅を活用する場合には、受入れ機関等が、
 - ①外国人の連帯保証人となること
 - ②外国人が家賃債務保証業者を利用する際の緊急連絡先となること
 - ③自ら賃借人となって借上げることのいずれかにより対応すること。
- (2)受入れ機関等が、入居から明渡し(残置物の処理を含む)まで責任を持って対応すること。
- (3)外国人が転職をする場合、元の受入れ機関等が転職の支援に併せ、必要に応じ新たな住居の確保の支援も行い、日常生活の安定・継続性に支障がないよう配慮すること。

2. 定期建物賃貸借の活用

定期建物賃貸借は、契約で定めた期間が満了することによって、更新されることなく、確定的に契約が終了する制度です。必要に応じて、外国人受入れの際の契約で活用することが可能です。

3. 外国語対応の可能な家賃債務保証業者に関する情報提供の充実

国土交通省のホームページにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者についての情報を充実します。対応言語、サービスの内容等の情報を掲載しましたので、ご活用ください。

4. 明渡し時等の残置物の処理

明渡し時等の残置物の処理を円滑に進めるためには、契約締結時に、必要な入居者情報を収集することが有効です。個人情報の取扱いに留意しつつ、トラブルの未然防止のための適切な対応をお願いいたします。

●法務省ホームページ

1号特定技能外国人支援に関する運用要領－1号特定技能外国人支援計画の基準について－
[URL]
<http://www.moj.go.jp/content/001289243.pdf>

住宅用太陽光発電システムの火災事故等のリスク低減対策について

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

平成31年1月、消費者安全調査委員会から、「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」について調査報告書が公表され、消費者庁・経済産業省宛てに、消費者安全法第33条の規定に基づく意見が出されました。

それらの意見を踏まえ、所有者向けに、既に設置されている太陽光発電システムが応急点検の対象となるか否かの確認方法やお問合せ窓口等

を紹介したチラシを作成いたしました。

●(一社)住宅生産団体連合会ホームページ
住宅用太陽光発電システムの火災事故等のリスク低減対策について
[URL]
https://www.judanren.or.jp/activity/committee/pdf/solarpower_201904.pdf

周知依頼

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

ガス事業者(都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。)以外の者が行う建設工事等(道路関係工事、土木・建築関係工事、上下水道関係工事等)に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成25年から平成29年の5年間で616件、負傷者数39名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年約1割以上の割合で発生し、平成30年は速報値で140件発生しております。

最近の事故事例では、平成30年8月に、水道工事において、バックホウで誤って供給管を破損し、漏えいしたガスが付近で作業していた電動ブレーカーの火花に引火し、作業員2名と協力企業1名が軽傷を負った事故や、同年12月に、空き家解体作業中に小型ショベルカーでLPガス集中配管を破損し、供給を受けていた家庭への供給支障を発生させた事故がありました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、

①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、的確な対応が図られるよう、周知方よろしくお願いいたします。

●経済産業省ホームページ

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

[URL]

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/2/310226-01.html

周知依頼

経済センサス - 基礎調査の実施について

総務省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

総務省統計局では令和元年6月から令和2年3月までの期間で「経済センサス - 基礎調査」を実施いたします。

この調査では調査員が全国全ての民営事業所の活動状態を外観などから把握するとともに、新たに把握した事業所には調査票を配布することとしています。

つきましては、上記の期間中に調査員が貴団体に属する各事業所を訪問させていただく場合がございますので、その際には調査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、統計局では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、労働力調査、

小売物価統計調査及び家計調査を、都道府県を通じて実施しています。これらの統計調査は、完全失業率、消費者物価指数及び個人消費の動向など、我が国の経済指標を得るためのものがありますので、これらの調査につきましても、集合住宅への調査員の立入り等に際し、調査等への協力が得られますよう併せてご配慮をお願いいたします。

●総務省統計局ホームページ

経済センサス - 基礎調査(2019年度)

[URL]

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/index.html>

事業者の
皆さまへ

「10月1日以降2%値下げ!」という 値下げセールをしたらダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇。
商品を値上げしても
いいのかな?

▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196
価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室	03-3581-5471(代表)
	中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン

検索

転嫁対策 事業者向け パンフ

検索

10月1日

こんな値付けはNGと思っていないませんか?
消費税率引上げ前後の
値上げ・値下げ



協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日時 令和元年5月7日(火)16:00~17:00
場所 ホテルニューオータニ
議事 会員の入会承認、平成30年度事業報告及び決算、定時総会及び懇親パーティー、優秀社員表彰の選定等の審議、マンション修繕積立金、委員会活動の報告を行った。

[総務委員会]

日時 平成31年4月24日(水)12:00~13:00
場所 協会会議室
議事 平成30年度事業報告骨子及び決算、定時総会の概要、全住協メールマガジンキャラクターの名称等の審議、支部の廃止及び団体会員の解散等について報告した。

[中高層委員会]

日時 平成31年4月22日(月)15:00~17:00
場所 弘済会館
議事 「マンション市場の現状と今後の展望について」の講演、マンション分譲研究部会の報告を行った。

入会

賛助会員

会社名 株式会社アプラス
代表者 渡部 晃
住所 〒101-8615 東京都千代田区外神田3-12-8
TEL 03-6630-3900
FAX 03-6630-4023
事業内容 アプラスは新生銀行グループの消費者向けファイナンスの主要な子会社です。



会社名 シエンプレ株式会社
代表者 佐々木 寿郎
住所 〒104-0031 東京都中央区京橋2-5-17
京橋SKビル3階
TEL 03-3275-6646
FAX 03-3275-6656
事業内容 国内最大手のWEBリスク対策会社。警察庁のサイバーパトロールも受託。



会社名 ソフトバンク株式会社
代表者 宇野 第二郎
住所 〒100-0011 東京都千代田区幸町2-1-6
日比谷パークフロント
TEL 03-6889-0936
事業内容 通信事業者としてAI、IoTを活用した様々なサービスを提供、提案中です。



会社名 エス・イー・シー
エレベーター株式会社
代表者 鈴木 孝夫
住所 〒110-0016 東京都台東区台東3-18-3
TEL 03-3833-1171
FAX 03-3833-4330
事業内容 エレベーター製造修理工事メンテナンス。



代表者変更

会社名 住宅保証機構株式会社
新代表者 小川 富由

会社名 株式会社日翔不動産
新代表者 富永 和也

会社名 地盤ネット株式会社
新代表者 伊東 洋一

協会だより

会社名 株式会社藤和ハウス
新代表者 小高 欣一

会社名 株式会社ゼファー
新代表者 大坪 広志

会社名 千代田スバック株式会社
新代表者 富田 裕昭

会社名 株式会社ブライトシェア
新代表者 菅野 哲也

会社名 株式会社タカラレーベンリアルネット
新代表者 岡部 剛

住所変更

会社名 株式会社ジャパンビルド
新住所 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂
2-9-9
TEL 03-5797-7647 (従来どおり)
FAX 03-6455-2552

業務日誌

4月22日(月)	・菅義偉衆議院議員「新しい国づくりセミナー」に神山会長が出席。 (ザ・キャピトルホテル東急)
	・新人住宅販売業務スタートアップ研修を開催。(弘済会館)
	・中高層委員会を開催。(弘済会館)
23日(火)	・新人住宅販売業務スタートアップ研修を開催。(全水道会館)
24日(水)	・和田正宗参議院議員「育てる会」に神山会長が出席。(憲政記念館)
	・野田毅衆議院議員「東京野田会セミナー」に神山会長が出席。(第一ホテル東京)
	・総務委員会を開催。(協会会議室)
25日(木)	・契約法務／コンプライアンス入門研修を開催。(弘済会館)
5月7日(火)	・理事会を開催。(ホテルニューオータニ)
5月15日(水)	・(一社)不動産協会の懇親パーティーに牧山副会長が出席。(ホテルオークラ)
	・住宅金融支援機構との意見交換会を開催。(同機構会議室)

春の叙勲・褒章

令和元年春の叙勲・褒章の当協会関係の受章者は次のとおりです。

【叙勲】

◇桃野直樹氏 旭日双光章
東日本住宅(株)代表取締役
当協会常務理事



【褒章】

◇橋本大輔氏 黄綬褒章
(株)ファミリー代表取締役
当協会理事
九州住宅産業協会副理事長



会報 全住協 通巻75号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和元年6月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の17社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)一貫堂
- ・(株)総合資格
- ・(株)ベーシック
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・日本リビング保証(株)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)ファイレスキュー
- ・(株)シンカ

取扱商品

- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- ENJO(エンヨー)オリジナルセット
- 各種講習、資格取得講座
- 住宅設備の延長保証サービス「住設あんしんサポート」
- 水まわり設備4点セット
- 不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
- 宅建受験対策書籍
- 投てき消火器具「firesave」+食油消火器具「firesave天ぷらパック」
- おもてなし電話 シンカCTI

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字吉町24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地協	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyoo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

